

■ 主な分類

損害保険

(積立傷害保険)

生命保険

(積立年金保険)

預金

(定期預金等)

■ 商品のしくみ

資金を一定期間保険会社や銀行等に払い込む(預け入れ)ことで、定められた期間(保証利率適用期間、預入期間)が到来した時(満期時)に、払込時や預入時に約束された保証利率・金利で計算した利息が付きます。満期前に売却すると、中途解約になります。

損害保険

(積立傷害保険)

満期前に中途解約した場合でも元本を下回ることはありません。その場合、保証利率が引き下げられます。運用期間中に事故によるケガで死亡した場合、病気で死亡した場合よりも受取金額が割り増しされます。

期待できるリターン 利息(元本×保証利率)

生命保険

(積立年金保険)

満期前に中途解約した場合、解約控除がかかり、元本を下回ることがあります。給付の際、確定年金や終身年金等の選択が可能です。終身年金を選択し、年金受給中に死亡した場合等、受給期間等によっては受取額が元本(年金原資)を下回ることがあります。

期待できるリターン 利息(元本×保証利率)

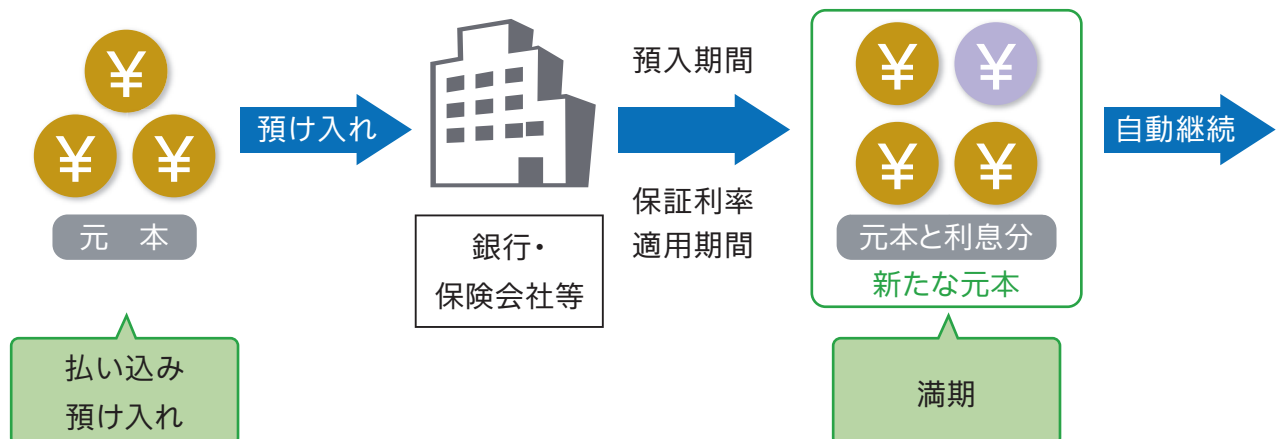
預金

(定期預金等)

満期前に中途解約した場合は、適用金利が引き下げられることがあります。

期待できるリターン (元本×適用金利)

■ イメージ



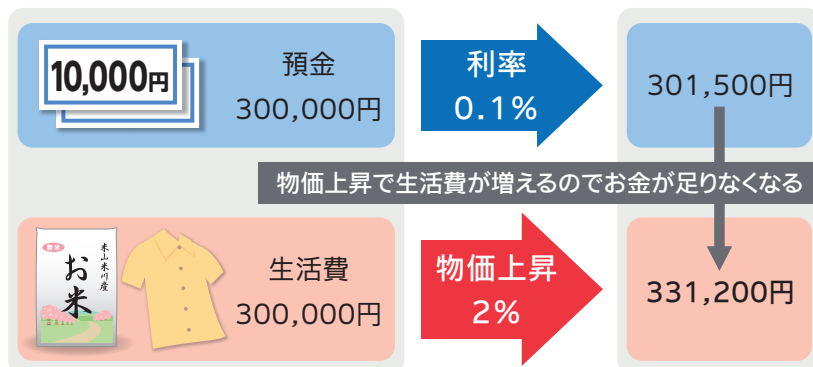
上記はDC制度で利用される運用商品の一般的な説明です。
運用商品により商品のしくみが異なる場合がありますので、詳細は「運用商品案内」でご確認ください。

■元本確保型のリスク

インフレリスク

元本確保型にはインフレリスクがあります。インフレとは、インフレーションの略で、物価（物の値段）が上がることをいいます。インフレになると、以前に比べてお金の価値が目減りします。これをインフレリスクといいます。

■イメージ 現在



老後のために準備したお金が、ご自身が老後を迎えるときに、現在と同じ価値を持たないかもしれません。

※税金等を考慮していません。

信用リスク

元本確保型は、信用リスク（預入金融機関の破たんなど）による資産の目減りに注意が必要です。

■中途解約の取り扱いと資産の保護

商品の分類		中途解約の取り扱い	資産の保護
		満期前に売却した場合は、あらかじめ定められた保証利率や金利が適用されないことがあります	払い込み・預け入れする保険会社や銀行等が破たんした場合は、一定の保護がはかられます
保険	損害保険 (積立傷害保険)	元本を下回ることはありません。 その場合、保証利率が引き下げられます。	保険契約者保護機構により、責任準備金等の9割が補償されます。 ※破綻した保険会社の財務状況等によっては、当初の契約において約束された条件が変更されることがあります。
	生命保険 (積立年金保険)	解約控除がかかることがあります。 その場合、元本を下回ることがあります。	
預金		元本を下回ることはありません。 その場合、適用金利が引き下げられることがあります。	預金保険制度により一金融機関につき預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息が保護されます。 ※同一の金融機関にDC制度以外の預金がある場合は、DC制度以外の預金がDC制度の預金より優先的に保護されます。

■アンサーネットでの利息等の表示

アンサーネットでは、保証利率・金利が表示されていますが、保有商品の利息の資産残高等への反映は以下のとおりです。

- 損害保険 利息が資産残高や損益に反映しています。
- 生命保険 利息が資産残高や損益に反映しています。
上段：満期前に売却し、解約控除が適用された場合の数値。
下段：満期前に売却せずに解約控除が適用されない場合の数値。
- 預金 満期を迎えるまで利息は表示されませんが、満期を迎えると利息が元本に組み入れられます。
商品ごとの損益に利息は反映されません。(常に損益は0円、損益率は0%と表示)
満期を迎えると全体の資産残高や損益に反映します。